

日向市工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する事務取扱要領

日向市公共工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置に伴う事務取扱要領（平成22年7月1日総務部定め）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、日向市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（常駐を要しない期間）

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに掲げる期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- （1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- （2）工事の全部の施工を一時中止している期間
- （3）工場製作のみが行われている期間
- （4）発注者が約款第31条第1項の規定による通知（工事完成届の提出）を受けた日後、検査、事務手続その他後片付けのみが残っている期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（兼務が可能な条件）

第3条 発注者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を全て満たす場合は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができる。ただし、工事の内容、特殊性、安全管理上の理由その他兼務させることが適当でないとき、この限りでない。

- （1）兼務するその他の工事が稼働していない場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならないものとする。

ア 兼務が可能な期間が、次の各号のいずれかに該当すること。

（ア）前条第2号に掲げる期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みであること。

（イ）兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと認めること。

イ 兼務が可能な工事が、原則として日向市（上下水道局を含む。以下同じ。）の発注工事であること。ただし、国、県又は他市町村（以下「国等」という。）の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。

ウ 監督員等と現場代理人が常時連絡を取ることができ、監督員等が指示したときは、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうことができること。

エ 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

オ それぞれの工事現場が日向市内であること又はおおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることで可能な範囲内に他の工事現場があること。

- （2）兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならないものとする。

のとする。

ア それぞれの工事の当初請負金額が、3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）であること。

イ 兼務が可能な工事の全てが日向市発注の工事であること。ただし、国等の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。

ウ 兼務できる工事は2件までであること。

エ 監督員等と現場代理人が常時連絡を取ることができ、監督員等が指示したときは、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうことができること。

オ それぞれの工事現場が日向市内であること又はおおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることできる範囲内に他の工事現場があること。

カ 現場代理人は、必ず兼務している工事のいずれか一方の工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回巡回し、現場管理等にあたること。

キ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

（兼務申請等の手続き）

第4条 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務しようとするときは、発注者に対し、現場代理人兼務申請書（様式第1号）を提出して承認を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）前条第2号の規定により現場代理人を兼務させる場合は、同号キに規定する直接的な雇用関係を証する書類（現場代理人が法人の役員である場合は、役員である事を証する書類）の写し

（2）その他発注者が必要と認める書類

3 発注者は、第1項の申請書の提出を受けたときは、内容について審査し、その結果を現場代理人兼務承認（不承認・取消）通知書（様式第2号）により、受注者へ通知するものとする。

4 受注者は、第1項の申請書を提出した後において、兼務しようとする他の工事について国等の承認が得られなかった場合その他兼務をしないこととなったときは、速やかに現場代理人兼務取下書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

（兼務承認の取消し）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人兼務承認取消通知書（様式第2号）により、兼務の承認を取り消すものとする。

（1）事故等が発生し、又は発生するおそれがあるなど工事現場の適正な運営・取締りに支障があると判断した場合

（2）前号に規定する場合のほか、受注者が第3条に掲げる条件を満たしていないことが判明した場合

2 受注者は、前項の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。

3 受注者は、前項の規定により新たに現場代理人を配置するときは、第1項第1号による取消しの場合には通知を受けた日から7日以内に、同項第2号による取消しの場合には通知を受けた日から14日以内に、それぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。

4 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第53条第1項第1号の適用を受けるものとする。

5 発注者は、受注者が第3項に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第5号の規定により契約を解除することができる。

様式第1号(第4条関係)

現場代理人兼務申請書

年 月 日

日向市長 様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者名

印

次の工事について、現場代理人を兼務したいので申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な工事現場の運営・取締りに努めるものとし、監督員からの指示があった場合には速やかに当該工事の現場に向かいます。

| 現場代理人 | 氏名 | 連絡先 | (事務所等) (携帯電話) |
|---------|-----|-----|------------------|
| 発注機関名 | 日向市 | 課 | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 当初請負代金額 | | | |
| 工期 | | | |
| 現場稼働日 | | | |
| 監督員氏名 | | | |

(上記の現場代理人が現在従事している工事)

| | |
|---------|--|
| 工事名 | |
| 工事場所 | |
| 当初請負代金額 | |
| 工期 | |
| 現場稼働日 | |
| 監督員氏名 | |

※現場稼働日は、各工事の監督員と協議の上で記入すること。

様式第2号（第4条、第5条関係）

現場代理人兼務承認（不承認・取消）通知書

年 月 日

（受注者）

様

（発注者）

印

年 月 日付けで申請のあった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、承認します。（下記の理由により承認しません。下記の理由により取り消します。）。

記

1 工事名等

- （1）工 事 名
- （2）工 事 場 所
- （3）工 期
- （4）請 負 代 金

2 承認しない（取消しの）理由

※不要な部分は削除して作成すること。

様式第3号（第4条関係）

現 場 代 理 人 兼 務 取 下 書

年 月 日

（発注者）

様

（受注者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

年 月 日付けで承認された、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、取り下げます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請 負 代 金
- 5 取下げの理由